



税務情報

国税庁 — 「グループ通算制度に関するQ&A」の改訂

国税庁は8月21日、[「グループ通算制度に関するQ&A\(令和2年6月\)\(令和2年8月改訂\)」](#)を公表しました。

2020年度税制改正では連結納税制度の見直しが行われ、グループ通算制度(2022年4月1日以後開始事業年度から適用)へ移行することとされました。これを受け、国税庁は6月3日、グループ通算制度に係る疑問点等について税務上の取扱い等を取りまとめたQ&Aを公表しました。(e-Tax News No.199[「国税庁 - 新型コロナウイルス感染症 FAQ の更新/グループ通算制度 Q&A の公表」](#)(2020年6月8日発行)にてお知らせしております。)

この初版のQ&Aは、グループ通算制度を定める国税に係る法律(2020年3月31日公布)のみに基づいて作成されたものでしたが、このたび公表された改訂版の[「グループ通算制度に関するQ&A」](#)(PDF 1.10MB)は、2020年6月26日に公布された国税の政令^(*)及び同じく6月30日に公布された国税の省令^(**)の内容が反映されたものです。

初版は43の設問を用いて解説されていましたが(全93ページ)、今回の改訂版では新たに22の設問が設けられ、65の設問を用いて解説されています(全156ページ)。

(*) 法人税法施行令等の一部を改正する政令(e-Tax News No.201[「グループ通算制度の政令\(国税\)の公布」](#)(2020年6月26日発行))

(**) 法人税法施行規則等の一部を改正する省令(e-Tax News No.203[「グループ通算制度の省令\(国税\)の公布」](#)(2020年6月30日発行))

■ 新たに設けられた設問

たとえば以下の設問のほか、関連法人株式等に係る受取配当等の益金不算入額の計算(問53)、試験研究費の総額に係る税額控除の計算(問59、60)^(*)及び外国税額控除の計算(問62~64)^(*)について具体例を用いながら解説する設問等も設けられました。

(*) 修正申告や税務調査に基づく更正が行われた場合の計算の具体例を示す設問も含まれます。

問 37 通算制度離脱後に再加入した場合の時価評価

通算子法人が通算制度から離脱する場合において一定の要件に該当するときは、その通算制度の承認の効力を失う日の前日の属する事業年度に有する時価評価資産の時価評価を要しますが、その通算子法人が一定期間経過後に再度通算制度に加入する場合にも、一定の要件に該当するときは、その加入直前の事業年度終了の時に有する時価評価資産の時価評価を行う必要があることが示されています。

(時価評価については、上記のほか、問 32～34 及び 36 が新設されています。)

問 50 通算税効果額の計算方法

以下の 2 つのケースに分けて、通算税効果額の合理的と考えられる計算方法の例が示されています。

【ケース 1】 損益通算及び試験研究費の総額に係る税額控除が行われた場合

【ケース 2】 欠損金の通算が行われた場合

■ 既存の設問

初版で設けられていた設問については、政省令で新たに定められた内容及びその条文番号が追記されるとともに、一部の文言の補足・修正等も行われています。

また、たとえば問 38 [通算グループ内の法人の間の取引の損益調整](#)には、同一の通算グループ内で譲渡損益調整資産の譲渡及び再譲渡が行われた場合の会計上・税務上の仕訳及び申告調整について、簡単な数字を用いて解説する具体例が新たに追加されました。

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをとるとご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.